

【協議事項】

三条市食育の推進と農業の振興に関する計画
令和7年度の事業評価等と令和9年度の事業の方向性

令和7年度の事業評価に基づき、令和9年度の事業の方向性について、各委員の知見をもとに御協議をお願いします。

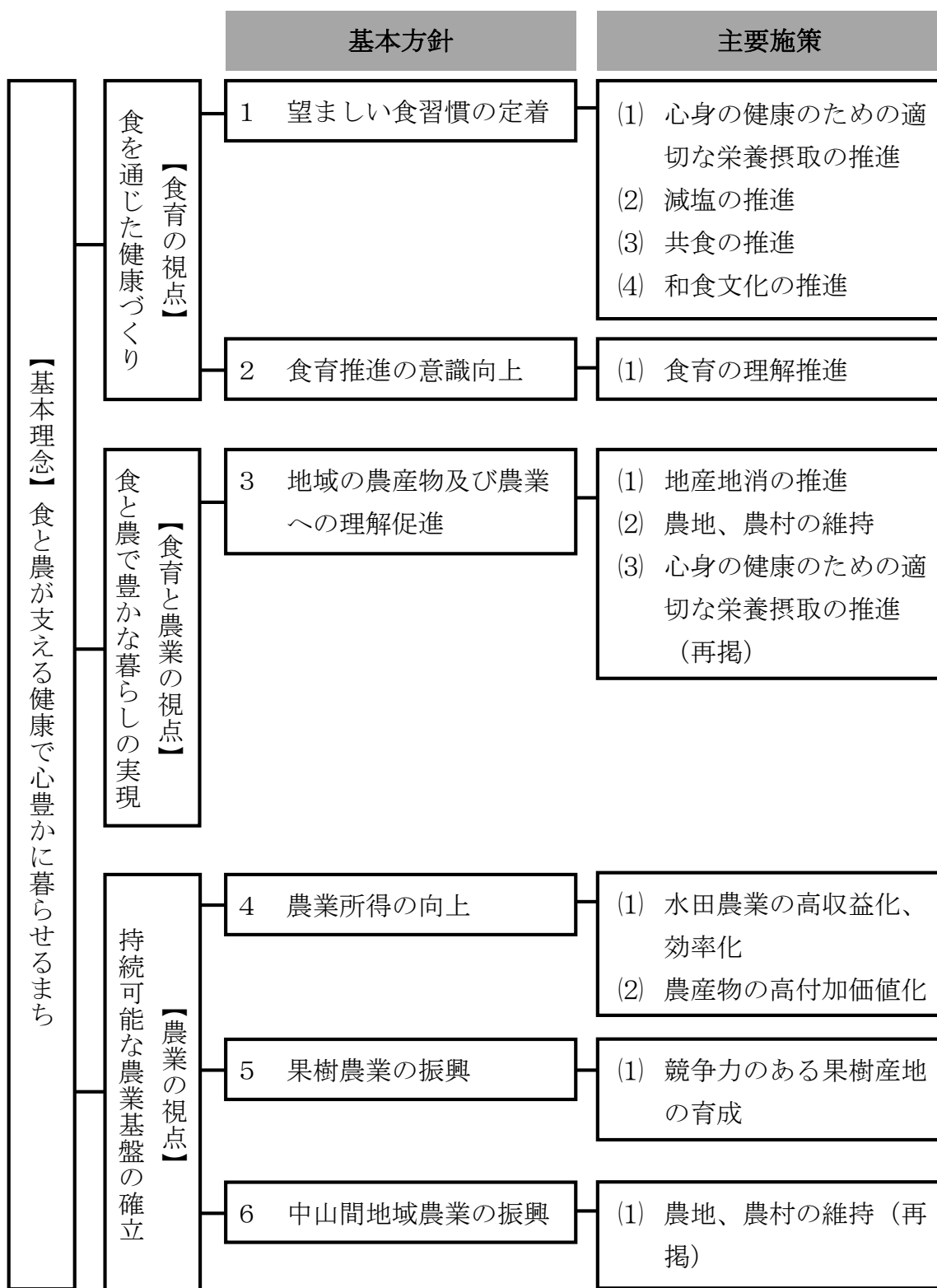
福祉保健部健康づくり課

経済部農林課

目次

1	施策の体系	1
2	令和7年度の事業評価等と令和9年度の事業の方向性	
(1)	基本方針1 望ましい食習慣の定着	2
(2)	基本方針2 食育推進の意識向上	6
(3)	基本方針3 地域の農産物及び農業への理解促進	7
(4)	基本方針4 農業所得の向上	8
(5)	基本方針5 果樹農業の振興	9
(6)	基本方針6 中山間地域農業の振興	10

1 施策の体系



2 令和7年度の事業評価等と令和9年度の事業の方向性

【食育の視点】食を通じた健康づくり	
基本方針	1 望ましい食習慣の定着

■令和7年度の事業評価・令和8年度の事業実施状況

主要施策	令和7年度の事業評価	令和8年度の事業実施状況
心身の健康のための適切な栄養摂取の推進	<ul style="list-style-type: none"> 指標項目「朝食の主食に米飯を食べる者の割合」は63.4%と前年度に比べて0.3ポイント減少した。前年度は策定時より改善していたことを踏まえると今回の減少が一時的な可能性があるため、今後の変化を注視する必要がある。引き続き、米飯給食の実施や食育事業での啓発などにより、米飯食に対する理解を進めていく。 「朝食を欠食する中学1年生の割合」は4.7%と前年度に比べて0.8ポイント増加し、改善が見られなかった。生活習慣の状況は学年により異なるため、長期的な傾向を見る必要がある。引き続き食育事業での啓発を実施するとともに、欠食理由として多い「食欲がない」の背景について原因を探り、対策を検討する必要がある。 学校食育推進事業において、三条市電子申請システムを活用した事業申込を実施し、保護者の利便性向上と業務効率化を図ることができた。 学校食育推進事業において、栄養教諭や養護教諭等と関係者連絡会を開催した。肥満ややせの児童生徒は、プライバシーへの配慮等により個別指導の実施が難しい現状が分かった。市事業の活用や栄養教諭と他職種の連携を検討する必要がある。 子ども食堂において、栄養の知識と調理技術を学ぶ「かんたんクッキング」を実施した。参加者の調理に対する意欲を高めることができ、一定の成果が見られた。今後も講座の実施により実績を蓄積する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 栄養バランスに配慮した食事に関する健康教育の実施（子どもの朝食欠食増加の原因検証） 保育所や学校における食育の推進に向けた関係者との連携充実（栄養教諭や養護教諭等との関係者連絡会の開催） 子ども食堂等における栄養の知識と調理技術を学ぶ食育教室の実施 米飯給食の実施

主要施策	令和7年度の事業評価	令和8年度の事業実施状況
減塩の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指標項目「食環境整備に協力する民間企業等の店舗数」、は35店舗と前年度に比べて4店舗増加し、食環境の整備を進めることができた。「高血圧者の割合」は、21.4%と前年度に比べて1.1ポイント減少した。「食塩摂取量」は、平均8.6gと前年度に比べて0.1g減少したが、国が示す目標量（男性7.5g、女性6.5g）より高値であった。減塩に関する知識とスキルを高めるため、令和7年度から市の集団健診会場で食塩摂取量が多い傾向が見られる人に対する栄養指導を行っているが、その影響は、令和8年度以降と想定される。引き続き減塩に関する食環境整備や健康教育を推進する。 ・ 食環境整備に協力する民間企業等の店舗の拡大、事業協力店舗の紹介リーフレットによる周知を行ったが、減塩の取組に対する認知度¹⁾は約4割と前年度と変化がなかった。啓発イベントに合わせてリーフレットを配布する等、引き続き、事業の周知に注力していく。 ・ 委託健診機関での推定食塩摂取量調査実施者には、減塩に関するリーフレットの配布のみで健診会場での栄養指導がないため、栄養指導の実施を検討する必要がある。 ・ 企業における減塩の健康教育を3社に実施し、そのアンケート結果から参加者の約半数の減塩の意識を高めることができた。また、健康経営に関する連携協定を結んでいる生命保険会社から、健康教育を希望する企業を2社紹介いただいた。引き続き、企業従業員に対し減塩の健康教育を行うとともに、事業周知について保険会社と連携して取組を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 減塩の食環境整備に協力する民間企業等の開拓及び取組の周知 ・ 市健診受診者や企業従業員に対し減塩に関する健康教育を実施（企業への食に関する健康メニューの周知において、生命保険会社と連携して実施） ・ 市民の食塩摂取状況や食習慣についてモニタリングを実施 ・ 食塩摂取量調査実施者に対し、健診会場で栄養指導等を実施（集団健診会場に加え、委託健診機関にも拡大）

1) 減塩の取組に対する認知度：推定食塩摂取量調査実施者を対象としたアンケートにおいて、マークを示した上で「UMAMI SANJO マークを知っている」と回答した者の割合

主要施策	令和7年度の事業評価	令和8年度の事業実施状況
共食の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指標項目「平日の朝食又は夕食を家族と一緒に食べる回数が週7回以上の中学1年生の割合」は90.2%と目標値90%以上を達成した。今後も共食する生徒の割合が増加するよう、引き続き家庭における共食の普及啓発を実施する。 ・ 集いの場での共食は、食生活改善推進委員と連携実施し好評であったが、集いの場運営者からは、調理等を伴う自主的な共食の継続実施が難しいとの意見があった。食生活改善推進委員の協力以外にも配達弁当の活用など利用者の選択肢を増やした提案を行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所及び学校食育推進事業において共食の啓発を実施 ・ 共食推進事業の実施（利用者の選択肢を増やして共食を推進）
和食文化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指標項目「地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている者の割合」は40.8%と前年度に比べ1.5ポイント増加しており、米飯を主食とした給食の実施や関係団体と連携した取組等が、和食文化に対する理解の推進に寄与した。 ・ 保育所から児童への箸指導の要望があるため、引き続き指導を実施するとともに、給食と連動した食育指導を充実する必要がある。 ・ 三条まんま塾や三条市食生活改善推進委員協議会と連携して和食文化推進事業を実施し、和食文化に対する理解の推進に寄与した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 米飯給食の実施（再掲） ・ 保育所及び学校食育推進事業での米飯食の啓発 ・ 保育所での箸指導の充実（管理栄養士等による箸指導と箸名人献立の実施） ・ 和食文化推進事業の実施

■令和9年度の事業の方向性と主な事業内容

主要施策	令和9年度の事業の方向性	主な事業内容
心身の健康のための適切な栄養摂取の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民に対して、米飯を主食とし、主菜、副菜を組み合わせた食事の重要性について理解を促し、実践につながる健康教育を実施 ・ 子どもの朝食欠食を減少する取組を実施 ・ 関係者と連携して保育所及び学校での食育を推進 ・ 子ども食堂において、栄養の知識と調理技術を学ぶ食育教室を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健事業等における健康教育 ・ 保育所食育推進事業 ・ 学校食育推進事業 ・ 米飯給食の実施 ・ 食育教室の実施
減塩の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適塩の食環境整備に協力する民間企業等の拡大及び取組の周知 ・ 市健診受診者や企業従業員に対し減塩に関する健康教育を実施（企業への食に関する健康メニューの周知において、生命保険会社と連携） ・ 市民の食塩摂取状況や食習慣のモニタリング実施 ・ 食塩調査実施者に対し、健診会場で栄養指導を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食を通じた生活習慣病予防事業（こっそり減塩作戦、スマートミールの提供、推定食塩摂取量調査及び保健指導）
共食の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所及び学校食育推進事業において保護者に対し共食に関する啓発を実施 ・ 食生活改善推進委員の協力のほか、配達弁当の活用など利用者の選択肢を増やして共食を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所食育推進事業（再掲） ・ 学校食育推進事業（再掲） ・ 共食推進事業（集いの場等）
和食文化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 米飯給食を活用した和食文化の啓発 ・ 関係団体と連携した和食文化に関する体験活動の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 米飯給食の実施（再掲） ・ 保育所食育推進事業（再掲） ・ 和食文化推進事業

【食育の視点】食を通じた健康づくり		
基本方針	2	食育推進の意識向上

■令和7年度の事業評価・令和8年度の事業実施状況

主要施策	令和7年度の事業評価	令和8年度の事業実施状況
食育の理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ・指標項目「食育に関心を持っている者の割合」は79.6%と前年度と比べて2.9ポイント増加、「食環境整備に協力する民間企業等の店舗数」は35店舗と前年度に比べ4店舗増加し、数値は改善した。引き続き企業や関係者と連携した食育の推進やICT等を活用した食育の啓発を行う。 ・三条市食生活改善推進委員協議会作成のレシピ集を活用し、ICT活用やイベント等により広く市民に周知する必要がある。 ・これまで定期的に食育の情報発信を行ってきたが、さらに市民に広く周知するため、発信内容の充実や方法等を見直す必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・減塩の食環境整備に協力する民間企業等の拡大及び取組の周知（P3の再掲） ・和食文化推進事業の実施（P3の再掲） ・食育メールの発信 ・クックパッドを活用したレシピの発信（三条市食生活改善推進委員協議会作成のレシピ集の啓発、給食レシピ及び栄養士会監修レシピの紹介） ・関係団体と連携した啓発イベントの実施（食推フェスタ） ・啓発月間を活用した食育推進（6月の食育月間及び9月の食生活改善普及運動）

■令和9年度の事業の方向性と主な事業内容

主要施策	令和9年度の事業の方向性	主な事業内容
食育の理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ・適塩の食環境整備に協力する民間企業等の拡大及び取組の周知（P5の再掲） ・関係団体と連携した和食文化に関する体験活動の実施（P5の再掲） ・ICT等を活用した啓発の実施 ・食に関する情報の発信（啓発月間を活用した食に関する啓発） 	<ul style="list-style-type: none"> ・食を通じた生活習慣病予防事業（こっそり減塩作戦、スマートミールの提供、推定食塩摂取量調査及び保健指導）（P5の再掲） ・和食文化推進事業（P5の再掲） ・食育メールの発信 ・クックパッドを活用した啓発 ・啓発月間を活用した食育推進

【食育と農業の視点】食と農で豊かな暮らしの実現	
基本方針	3 地域の農産物及び農業への理解促進

■ 令和 7 年度の事業評価・令和 8 年度の事業実施状況

主要施策	令和 7 年度の事業評価	令和 8 年度の事業実施状況
地産地消の推進	<ul style="list-style-type: none"> 指標項目「農業体験事業参加数」は、団体の参加者数の減少により前年度に比べて減少した。また、「地産地消推進店登録数」は、飲食店の廃業を要因に減少した。 三条まんま塾と連携し、農業体験の実施や当該団体の公式 LINE 登録者への直売所情報等の発信に取り組んだ。 農業体験への参加などを通じて、地域農業の意義や役割等に対する消費者の理解と併せ、地域農産物の消費が促進されていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> サンファームでの農業体験 地産地消ラベルシール（ボナペティシール）の配布 官民連携団体による農業体験の実施等
農地、農村の維持	<ul style="list-style-type: none"> 指標項目「多面的機能支払制度取組率」は、地域が行う農道や水路の維持管理活動を維持することができた。 農業用施設の経年劣化や有害鳥獣の生息域の拡大など環境が変化する中、各地域の課題に沿った活動が主体的に行われていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 多面的機能支払制度による支援 ※ 6 組織に対し支援

■ 令和 9 年度の事業の方向性と主な事業内容

主要施策	令和 9 年度の事業の方向性	主な事業内容
地産地消の推進	<ul style="list-style-type: none"> 農業体験の提供による農業への理解促進 	<ul style="list-style-type: none"> サンファームでの農業体験の実施 地産地消ラベルシール（ボナペティシール）の配布 地産地消の情報発信
農地、農村の維持	<ul style="list-style-type: none"> 多面的機能支払制度による支援の継続 同制度において、鳥獣被害対策など地域の課題に即した活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 多面的機能支払制度による支援（地域に対する制度の紹介を含む。）

【農業の視点】持続可能な農業基盤の確立		
基本方針	4	農業所得の向上

■ 令和7年度の事業評価・令和8年度の事業実施状況

主要施策	令和7年度の事業評価	令和8年度の事業実施状況
水田農業の高収益化、効率化	<ul style="list-style-type: none"> 指標項目「農業機械等導入補助金などの支援を受けた農業者の販売増加額」は、経営面積の拡大に加え、主食用米の大幅な価格上昇により圧倒的に上昇した。 指標項目「担い手への農地の集積率」は、認定農業者の離農や認定期間終了（非更新）などにより減少した。 農地の賃貸契約の更新時に新たな耕作者が必要となる場合などのマッチングを行うとともに、地域計画策定を機として、農業委員、農地利用最適化推進委員から地域に対して将来の農地利用のあり方を考える必要性について呼びかけた。一方で、地域の求めにより話合いの場をサポートしたのは2回に止まり、農地の集積・集約に対する関心が高まるよう働きかけをしていくことが求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> 農業機械等導入補助金による規模拡大の支援を実施 ※20 経営体（園芸 5 件、水稻 15 件）に支援予定 農地の集積・集約に向けた支援制度の紹介、地域の話合いの場へのサポート
農産物の高付加価値化	<ul style="list-style-type: none"> 指標項目「地域で取り組む「しただ米」の直接販売数量」は、しただ米市場拡大推進協議会の会員が、連携する地域の生産者から米を仕入れて販売する手法を取り入れることで、増加した。 	<ul style="list-style-type: none"> 農業者等の関係者が主体となって自走できる体制づくりの支援

■ 令和9年度の事業の方向性と主な事業内容

主要施策	令和9年度の事業の方向性	主な事業内容
水田農業の高収益化、効率化	<ul style="list-style-type: none"> 農業経営の規模拡大に取り組む経営体の増加 地域計画に掲げる農地の集積・集約化の促進 	<ul style="list-style-type: none"> 農業機械等導入補助金による支援 農地の集積・集約に向けた意向の把握、地域の話合いの場へのサポート
農産物の高付加価値化	<ul style="list-style-type: none"> 農業者等の関係者が主体となって自走できる体制づくりの支援 	<ul style="list-style-type: none"> しただ米市場拡大推進協議会の活動へのサポート

【農業の視点】持続可能な農業基盤の確立	
基本方針	5 果樹農業の振興

■令和7年度の事業評価・令和8年度の事業実施状況

主要施策	令和7年度の事業評価	令和8年度の事業実施状況
競争力のある果樹産地の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・指標項目「果物を返礼品としたふるさと納税寄附額」は、下半期は堅調に推移したが、上半期の少雨の影響で日本梨等の供給量が減少したことにより、前年度を下回った。 ・首都圏のパティシエとの連携事業は、前年度に引き続き3種類の果物で実施し、実施店舗数を18に増やしたほか、ルレクチュエの取組が全国放送のテレビ番組に取り上げられるなど、認知度向上に寄与した。 ・オール新潟農産物輸出協議会に対し、香港、米国（ニューヨーク、アナハイム）、台湾での輸出促進活動への支援を支援し、展示会等の来場者から良好な反応を得た。 ・果樹農業特有の就農への高いハードルから、産地の生産量の減少が懸念されるため、関係者が一体となった担い手の確保に向けて取り組む必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと納税返礼品の供給量の確保、出品数の増加、ふるさと納税ポータルサイトの掲載情報の充実 ・首都圏のパティシエと連携した取組の実施（創作スイーツの販売、SNSでの情報発信など） ・オール新潟農産物輸出協議会への支援 ・果樹農業の担い手確保に向けた果樹栽培初級研修（アグリインターンシップ）の実施と関係団体との連携強化

■令和9年度の事業の方向性と主な事業内容

主要施策	令和9年度の事業の方向性	主な事業内容
競争力のある果樹産地の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・産地の維持に向け、新たな担い手の育成を図る取組を推進する。 ・令和8年度における取組の成果を踏まえつつ、認知度やブランド力の向上の取組を展開する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・アグリインターンシップの実施と関係団体との連携強化 ・三条産果物や産地のプロモーション活動

【農業の視点】持続可能な農業基盤の確立		
基本方針	6	中山間地域農業の振興

■ 令和7年度の事業評価・令和8年度の事業実施状況

主要施策	令和7年度の事業評価	令和8年度の事業実施状況
農地、農村の維持 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> 指標項目「中山間地域等直接支払制度の対象農地面積」は、新たに1組織が加わったが、令和6年度で2組織が活動を終了した影響から、減少した。また、令和8年度から新たに取り組む組織に対しサポートを行った。 クマの出没多発に伴う対策の強化などを実施した。野生動物の生息域や個体数の拡大が懸念される中、個体数管理、侵入防止対策、生息環境管理の視点から総合的な鳥獣被害対策を強化していく必要がある。 *有害鳥獣の捕獲頭数 <ul style="list-style-type: none"> ツキノワグマ…22頭 イノシシ…63頭 ニホンザル…128頭 ニホンジカ…4頭 *鳥獣被害対策実施隊員のイノシシの捕獲技術向上に向けた研修会の実施 国の補助事業を活用し、農産物の生産とともに、下田地域の農産物や加工品の販売活動を行う地域商社の設立に向けて取り組む農業者をサポートした。 	<ul style="list-style-type: none"> 中山間地域等直接支払制度による支援 <ul style="list-style-type: none"> ※20組織を支援（1組織が新規に活動開始） 鳥獣被害対策の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ▶GPS 首輪を活用したサル的位置情報システムの導入 ▶ドローン等を活用したイノシシ対策のモデル的な取組 ▶鳥獣被害対策実施隊員の待遇の向上 ▶鳥獣被害対策専門員の設置 下田郷地域商社設立協議会の活動のサポート

■ 令和9年度の事業の方向性と主な事業内容

主要施策	令和9年度の事業の方向性	主な事業内容
農地、農村の維持 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> 新たに中山間地域等直接支払制度を活用する地域への支援と対象農地面積の維持 総合的な鳥獣被害対策の推進 地域農業をけん引する農業者の創出 	<ul style="list-style-type: none"> 中山間地域等直接支払制度による支援 鳥獣被害対策の実施 下田郷地域商社設立協議会の活動のサポート